

(一般競争入札)

令和 元 年度 徳島森林管理署公共工事契約状況

令和 2 年 6 月 11 日

分任支出負担行為担当官

徳島森林管理署長 川上 伸一 印

| 工 事 名 | | 施 工 場 所 | | 工事種別 | 工 事 概 要 | 入札方式 |
|--|-------------|--------------|----------------------------|------|---------------|--------|
| 阿津江地区 阿津江 (C7 ^{ホック}) 地すべり防止工事 (明許) | | 徳島県那賀郡那賀町阿津江 | | 治山工事 | 地すべり防止工 1.00式 | 一般競争入札 |
| 予定価格(税抜き) | 調査基準価格(税抜き) | 契約年月日 | 契約相手方の商号又は名称及び住所 | | | |
| 104,143,000円 | 93,166,320円 | 令和2年6月11日 | 徳島県那賀郡那賀町掛盤字名古ノ瀬7-2 (株)新居組 | | | |
| 契約金額(税抜き) | 工事着手の時期 | 工事完成の時期 | | | | |
| 83,200,000円 | 令和2年6月 | 令和3年2月 | | | | |

- 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第73条の規定に基づく競争参加資格
別添「入札公告」のとおり
- 競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
別紙「競争参加資格確認結果書」(別添1)のとおり
- 入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額
別紙「入札執行調書」(別添2)のとおり
- 予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳
別紙「工事積算内訳書」(別添3)のとおり
- 予決令第86条第1項の規定により契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについての調査
・調査結果の概要 別紙「低入札価格調査結果の概要」(別添4)のとおり
- 予決令第91条第2項の規定により総合評価落札方式を実施した場合
・総合評価落札方式を実施した理由及び落札者決定基準 別添「入札公告」のとおり
・落札理由:技術提案等の審査及び開札の結果、落札決定基準を満たした入札者のうち、当該落札者が最も高い評価値であったため。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和 2年 3月25日

分任支出負担行為担当官
徳島森林管理署長 川上 伸一

1 工事概要

- (1) 工事名 阿津江地区 阿津江（C7' ロック）地すべり防止工事（明許）
- (2) 工事場所 徳島県那賀郡那賀町阿津江
- (3) 工事内容 地すべり防止工事 1.00式
（詳細については、工種別数量内訳書参照）
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和 3年 2月26日まで
- (5) 本工事は、簡易な施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（簡易型）及び、品質・安全等の確保がなされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の対象工事である。
- (6) 本工事は、入札書と競争参加資格確認資料及び技術提案書（以下「技術提案書等」という。）の提出を同時に行う試行工事である。
- (7) 本工事は、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (8) 本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（同一市町村又は隣接市町村）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

- (9) 本工事は、週休2日を促進する試行工事（受注者希望型）である。（原則、4週6休以上の現場閉所とする。）

本工事は、受注者の希望により「週休2日」を実施することができる工事であり、実施について施工計画書を提出する前に監督職員と協議するものとする。

週休2日を促進する対象期間は着手日から完成日までとする。

対象期間を通し週休2日（4週6休以上）を実施した場合には、精算時に以下の区分に応じて、工事費の補正を行うとともに、工事成績評価において加点評価する。

補正係数

| 区 分 | 4週6休 | 4週7休 | 4週8休以上 |
|----------|------|------|--------|
| 労 務 費 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 機械経費(賃料) | 1.01 | 1.03 | 1.04 |
| 共通仮設費率 | 1.01 | 1.03 | 1.04 |
| 現場管理費率 | 1.02 | 1.04 | 1.05 |

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 平成31・32年度、令和元年・2年度の四国森林管理局における土木一式工事に係るA等級、B等級、C等級又はD（資格点数1,000点以上）等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(3)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (5) 平成16年4月1日から平成31年3月31日までの間に元請けとして、完成し引き渡しを完了した以下に示す同種工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

ただし、当該実績が森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長（以下「森林管理局長等」という。）が発注した工事のうち、以下に示す同種工事の実績である場合にあっては、工事成績評価通知書の評定点（以下「評定点」という。）が65点未満であるものを除く。

また、経常建設共同企業体において、全ての構成員が治山・林道事業のいずれかの工事について施工実績を有することとし、かつ、最低1社の構成員が以下に示す同種工事の施工実績を有すること。

同種工事：治山事業の地すべり防止工事

（集水井工、アンカー工、杭工、排水トンネル工等）

- (6) 当該工事の施工計画に係る技術提案書が適正であること。
- (7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法に基づき当該工事に配置できること。
 - 2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - 1人の者が上記(5)に掲げる工事の経験を有する者であること。
 - 監理技術者においては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- (8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 森林管理局長等が発注した工事で、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。
 - また、配置予定技術者が、現場代理人、主任技術者、監理技術者として従事した森林管理局長等の発注工事で、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。
- (10) 1(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）

く。)。(入札説明書参照)

- (12) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、下記の区域内に所在すること。また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、下記の区域内であること。

A・B・C・D(資格点数1,000点以上)等級の者：四国全域

- (13) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (14) 以下に定める届出をしていない建設業者(届出の義務がない者を除く。)でないこと。

健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

3 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書、技術提案書等を提出し、支出負担行為担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (2) 申請書、技術提案書等の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間： 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除き、

(ア) 申請書については、令和2年3月26日から令和2年4月8日までの9:00~17:00まで。

(イ) 技術提案書等については、令和2年4月10日から令和2年4月16日までの9:00~17:00まで。

イ 提出場所及び方法：

電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、承諾を得て紙入札による場合は承諾書を添付し、持参すること。

本工事においては、電子入札システムにより申請書の受領後に発行される競争参加資格確認通知書は、申請書の受領通知として取り扱う。

- (3) 技術提案書等は入札説明書により作成するものとし、入札書と併せて提出すること。
- (4) 上記(2)に規定する期限までに技術提案書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者が行った入札は無効とする。

4 施工体制確認型総合評価落札方式に関する事項

(1) 施工体制確認型総合評価落札方式の仕組み

本工事の施工体制確認型総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

- ア 入札説明書に示された競争参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与する。
- イ 2の(6)の技術提案と資料で示された実績等について、入札説明書に定めるところにより最大30点の加算点を与える。
- ウ 4の(2)アの評価項目について、入札説明書で定めるところにより施工体制評価点を最大30点与える。
- エ 得られた標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値(以下「評価値」という。)を用いて落札者を決定する。
その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

(2) 施工体制評価点及び加算点評価項目

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

- ア 施工体制(品質確保の実効性・施工体制確保の確実性)
- イ 技術提案(施工計画(簡易型))に関する事項
簡易な施工計画の妥当性・適切性、工夫等により評価する。
- ウ 企業の施工実績に関する事項
- エ 配置予定技術者の能力に関する事項
- オ 地域への貢献度に関する事項
- カ ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組に関する事項

(3) 落札者の決定の方法

入札参加者は価格をもって入札する。標準点に施工体制評価点と加算点を加えた点数を入札価格で除して評価値(評価値 = { (標準点 + 施工体制評価点 + 加算点) / (入札価格) })を算出し、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

- ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- イ 評価値が標準点(100点)を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らない

こと。

ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とするところがある。

5 入札手続等

(1) 担当部局

〒771-0117 徳島県徳島市川内町鶴島239-1
徳島森林管理署 総務グループ
電話 050-3160-6160

(2) 入札説明書等の交付・閲覧期間、場所及び方法

交付・閲覧期間：公告日より入札書等受付締切日まで（休日を除く。）の9:00～12:00及び13:00～17:00まで。

場 所：〒771-0117 徳島県徳島市川内町鶴島239-1
徳島森林管理署 治山グループ
電話 050-3160-6160

そ の 他：配付資料は無料である。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を(1)の場所に持参すること。郵送等による提出は認めない。

ア 入札書の提出期間は、令和2年4月10日から令和2年4月16日までの休日を除く毎日、9:00～17:00まで。

イ 開札は、令和2年4月28日13時00分 徳島森林管理署入札室にて行う。

ただし、開札日時に変更がある場合には、変更公告、競争参加資格確認通知書等により変更後の日時を通知する。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行 徳島代理店）。
ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。
（ア） 利付き国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行 徳島代理店）。
（イ） 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証会社をいう。）の保証（取扱官庁 徳島森林管理署）また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

（3） 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出を求める。紙入札方式での場合は、入札書とともに工事費内訳書（様式は任意）を提出すること。なお、入札の際に工事費内訳書が未提出である又は提出された工事費内訳書に未記入等不備があるときは、当該入札参加者の入札を無効とすることがある。また、工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

（4） 入札の無効

入札説明書の「15．入札の無効」によるものとする。

（5） 配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約の締結を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

（6） 契約書作成の要否 要。

（7） 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

（8） 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2の(3)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3の(2)により技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

（9） 技術提案等の内容のヒアリング

技術提案等の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(10) 施工体制確認のためのヒアリング

入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）の内容に対し、原則として施工体制確認を行うためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

(11) 本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び電子入札システム運用基準（平成16年7月 林野庁）による。

(12) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条に則り、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方及び働きかけの内容）を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下、「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められる場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページより公表する。

（不当な働きかけ）

自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼

指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼

自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼

公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取

公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取

公表前における発注予定に関する情報聴取

公表前における入札参加者に関する情報聴取

その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。

この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、四国森林管理局ホームページの「発注者綱紀保持に関するお知らせ」をご覧ください。

(別紙2)

入札執行調書

| 入札物件番号 (第 2 号) | | | 物件名 | | 阿津江地区 阿津江(Cブロック)地すべり防止工事(明許) | | | | | | | | | |
|------------------|-------|-----|---------|------|------------------------------|--------------|-------------|-------------|--------|----|-------|-----|----|----|
| 入札者の商号 又は名称 | 技術評価点 | | | | | | | 第1回入札 | | | 第2回入札 | | | 備考 |
| | 総計 | 標準点 | 技術提案加算点 | | | | 施工体制 評価点 | 金額 | 評価値 | 順位 | 金額 | 評価値 | 順位 | |
| | | | 施工計画 | 企業評価 | 技術者 評価 | 地域への 貢献度等 | | | | | | | | |
| (株)新居組 | 134.3 | 100 | 1.3 | 8 | 9 | 6 | 10 | 83,200,000 | 16.141 | 1 | | | | 落札 |
| (株)山全 | 154 | 100 | 2 | 7 | 8 | 7 | 30 | 100,000,000 | 15.4 | 2 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |

(注) 上記金額は、入札者が見積もった金額の110分の100に相当する金額である。

入札執行月日 令和 2年 4月28日

開札結果は上記の金額の通り相違ありません。

執行官 農林水産技官
立会職員 農林水産事務官
確認職員 農林水産技官

川上 伸一
石田 俊郎
森浦 由照



令和元年度

積算内訳書

大分類流域 那賀川上流 支流域

工事名 阿津江地区 阿津江(Cブロック)地すべり防止工事(明許)

施工地 徳島県那賀郡那賀町阿津江
字秋月外

森林管理局 四国森林管理局
森林管理署 徳島森林管理署
事務所名等 本署

(別添4)

低入札価格調査結果の概要

工 事 名 : 阿津江地区 阿津江 (C7ブロック) 地すべり防止工事 (明許)

調査を実施した業者名 : (株) 新居組

住 所 : 徳島県那賀郡那賀町掛盤字名古ノ瀬7番地2

| 調 査 項 目 | 結 果 の 概 要 |
|-------------------------------|--|
| ア その価格により入札した理由 | ①本工事に係る主要資材は、長年取引がある協力会社から納入するため、安価に資材購入が可能である。 また、資材置き場の倉庫や本社事務所も現場に近く、ロスの少ない施工が可能である。 ②アンカー工事の下請予定業者は地すべり防止工事等の施工実績が豊富であり、過去に阿津江地区地すべり防止工事の施工実績もあるので、工事の品質に対し現地に適した対応が可能である。 また、従来のパーカッションドリルと比較し、機械損料やツールの経費が安い機械 (トーホーK1B) で施工できるため、削孔経費が低減できると判断した。 ③使用機械及び資材の運搬・回送等は自社所有のトラックを使用する事で運搬費のコスト削減を図れる。 ④自社従業員は、ほぼ全員が地元に住居する者であり、また、協力業者の作業員についても自社所有の宿泊施設を利用することで通勤・宿泊の経費を削減できる。 ⑤事務所が現場から近く、災害や緊急時、地元住民等からの指摘にいち早く対応し、現場を円滑に進めることで経費を最小限に抑えることができる。また、工事の連絡・報告・相談が密接に行えるため、工事現場における無駄・ロスを最小限にし経費を削減することができる。 ⑥ケーブルクレーンのウィンチ・ワイヤー・タワー支柱等、自社の手持資材があるため、リース料及び購入費を削減することが出来る。 |
| イ 契約対象工事付近における手持工事の状況 | 該当なし |
| ウ 契約対象工事に関連する手持工事の状況 | 該当なし |
| エ 契約対象工事箇所と入札者の事務所・倉庫等との地理的条件 | 距離 約8～10km、車で20～25分のところであり、現場労働者の通勤等の負担を低減できる。 協力業者の宿泊施設も、距離 約8km、車で20分のところであり、現場労働者の通勤等の負担を低減できる。 |
| オ 手持資材等の状況 | タワー支柱 (型式A800) 30m ワイヤー (主策: G6×W(9)B種 30mm) 300m 快適トイレ (木造) 1基 |
| カ 資材購入先及び購入先と入札者との関係 | 従前からの取引実績 (17年～34年) のある協力会社からの購入予定で、年間通して関連工事での取引を行っており双方の信頼は高い。 |
| キ 手持機械数の状況 | ウィンチ (4t KD-4000E S54年式) 1基 バックホウ (ZAXIS50u 0.16m ³ H24年式) 1台 セルフ車 (P-FS634BA最大積載量8,750kg) ユニック車 (QKG-FE7JKAAA最大積載量6,300kg) |
| ク 労務者等の具体的供給見通し | 法枠交点アンカー工 (削孔、挿入・定着・緊張) 及び枠内植生基材吹付工、モルタル吹付工、法面工背面間詰工は、(株)メック四国 (取引年数: 17年) による施工。 ケーブルクレーン架設撤去については、(株)釜原徳島販売 (取引年数: 14年) および自社労働者による施工。 その他仮設関係等については自社労働者による施工。 |
| ケ 過去に施工した工事名及び発注者 (森林管理署関係) | 徳島森林管理署 阿津江地区 阿津江 (下) 地すべり防止工事 (翌債) 阿津江地区 阿津江 (上) 地すべり防止工事 阿津江地区 阿津江 (下) 地すべり防止工事 (明許) 阿津江地区 阿津江 (下) 地すべり防止工事 釜ヶ谷 (106) 復旧治山工事 (明許) 阿津江地区 阿津江 (上) 地すべり防止工事 |

| | |
|--|-----------------------------|
| コ 経営内容 | 財務諸表及び関係機関に問い合わせた結果、特に問題なし。 |
| サ (ア)から(コ)までの事情聴取した結果についての調査検討 | 特に問題となる事案は認められなかった。 |
| シ 過去に施工した事業の成績状況(森林管理署関係) | 当局の発注工事を確認した結果、特に問題なし。 |
| ス 経営状況(取引金融機関、保証会社等) | 取引金融機関等に問い合わせた結果、特に問題なし。 |
| セ 信用状態(建設業法違反の有無、賃金不払い及び下請代金の支払遅延状況等の有無) | 関係機関に問い合わせた結果、特に問題なし。 |

注1)「調査項目」欄には、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」(平成6年4月19日付け6経第750号大臣官房経理課長通知)の記の3の(4)のアからウまでのうち、当該請負契約の種類に該当するものについて定めている調査項目すべてを記載すること。

注2)「結果の概要」欄には、左欄に記載の調査項目について、その調査結果を簡潔に記載すること。